

別表 1 影響要因—環境要素関連表

環境要素の区分	影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用	
	大区分	細区分				
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大 気 質				
		騒 音				
		振 動				
		低 周 波 音				
		悪 臭				
		その他大気環境に係る環境要素				
	水環境	水質(地下水の水質を除く。)				
		水 底 の 底 質				
		地 下 水 の 水 質 及 び 水 位				
		その他水環境に係る環境要素				
	その他の環境	地 形 及 び 地 質				
		地 盤				
		土 壌				
		日 照 阻 害				
		電 波 障 害				
		その他の環境要素				
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸 生 動 物				
		陸 生 植 物				
水 生 生 物						
生 態 系						
人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場					
	歴 史 的 文 化 的 な 遺 産					
	景 観					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃 棄 物 等					
	温 室 効 果 ガ ス 等					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放 射 線 の 量					

別表1-1 影響要因の細区分

影響要因の区分	細 区 分
工 事 の 実 施	重機の稼働、資材の運搬、樹木の伐採・処理、土地の造成、発破、地盤改良、工作物の建設、既存工作物の改修・撤去、工事用道路等の建設、土砂の採取、廃棄物の発生・処理等
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在、工作物の存在、土地の利用、工作物の供用・稼働、発生車両の走行、物質の使用・排出、廃棄物の発生・処理、取水用水、エネルギーの使用、緑化等

別表1-2 環境要素の細区分

環境要素の区分	細 区 分	
大 気 環 境	大 気 質	環境基本法(平成 5 年法律第91号)の大気汚染に係る環境基準が設定されている項目、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)に基づく規制対象物質及び指定物質、粉じん等その他必要と認められるもの
	騒 音	騒音
	振 動	振動
	低 周 波 音	低周波音
	悪 臭	悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)に基づく特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度その他必要と認められるもの
水 環 境	水 質	環境基本法の水質汚濁に係る環境基準が設定されている項目、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく排水基準が設定されている項目、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(平成 21 年環境省水・大気環境局長通知)に定める要監視項目、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に基づく項目、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成 15 年厚生労働省健康局長通知)に設定されている項目、塩分又は塩素イオン、水温、透視度又は透明度、色、濁度、電気伝導度その他必要と認められるもの
	水底の底質	環境基本法の水質汚濁に係る環境基準が設定されている項目、水質汚濁防止法に基づく排水基準が設定されている項目、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」に定める要監視項目、海洋汚染及び海上火災の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和 48 年総理府令第 6 号)に定める水底土砂に係る判定基準が設定されている項目、硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率及び粒度組成その他必要と認められるもの
	地下水の水質及び水位	環境基本法の地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されている項目、水質汚濁防止法に基づく排水基準が設定されている項目、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」に定める要監視項目、水質基準に関する省令に基づく項目、「水道水質に関する基準の制定について」に設定されている項目、塩分又は塩素イオン、水温、透視度又は透明度、色、濁度、電気伝導度、水位その他必要と認められるもの
そ の 他 の 環 境	地形及び地質	地形及び地質、重要な地形及び地質並びに土地の安定性。
	地 盤	地盤沈下量
	土 壌	環境基本法の土壌の汚染に係る環境基準が設定されている項目、大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質その他必要と認められるもの
	日 照 阻 害	日影時間及び日影範囲
	電 波 障 害	電波の受信の状態
陸 生 動 物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地	
陸 生 植 物	植物相、植生、重要な種及び群落	
水 生 生 物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落	
生 態 系	地域を特徴づける生態系	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	
歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物(動物及び植物に係るものを除く。)及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所	
景 観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観	
廃 棄 物 等	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物	
温室効果ガス等	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に定める温室効果ガス、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和 63 年法律第 53 号)に定める規制対象物質その他必要と認められるもの	
放射線の量	放射線の量	